

平成27年2月5日開催

## 東京地方裁判所委員会「インターネットに関する民事事件の状況」報告

第二東京弁護士会会員 小林 克信 (36期)

本年2月5日に開催された第34回東京地方裁判所委員会の内容を報告します。本報告は、東京三会地・家裁バックアップ協議会の委嘱を受け、三会の地方裁判所委員会委員が持ち回りで執筆しております。

今回のテーマは「インターネットに関する民事事件の状況」です。

### ◆ 裁判員記者会見について

まず、大手新聞の論説委員（市民委員）から「裁判員記者会見について」の話がありました。その目的は、司法参加の貴重な経験を伝え社会全体で共有する、新たな制度による司法権の行使が適正に行われているかを検証する点にあるとされます。制度発足当時、裁判員経験者の負担や守秘義務の取扱いを巡って、新聞協会と最高裁が協議を重ね、また東京地裁と司法記者クラブとの間でも具体的な記者会見の方法を協議して、「裁判員経験者の意向を最大限尊重する」、「地裁が記者会見の参加依頼を行う」、「映像取材は同意した人のみ冒頭撮影」等のルール化を行って、記者会見が実施されました。記者会見では、「量刑が難しい」、「裁判員のパンフレットの言葉が固い」等の経験者の生の言葉を聞くことができ、制度の改善のヒントにもなっていることが報告されました。

### ◆ インターネット関係の仮処分の実情についての説明

保全部の裁判官から説明がありました。東京地裁では、平成22年の175件に対し、平成26年は607件と増加し、平成26年の仮処分中の約34%を占めています。平成26年の申立の内訳は、①「投稿記事の仮の削除」のみが143件、②「発信者情報の開示」のみが136件、③「仮の削除」＋「発信者情報の開示」が122件、④「発信者情報消去禁止」のみが181件、⑤その他が25件。平均審理期間は、外国法人の場合を含めて概ね19日間、審尋回数は大多数が3回までで、債務者は外国法人も多いです。

### ◆ 主な質疑応答

- 利用しやすくするために、保証金をなしにしたり、安くしたりできないかとの意見に対して、保証金は記事の多寡等により10万円から50万円が多いが、コンテンツプロバイダが争い、投稿者からプロバイダが損害賠償請求を受ける危険があり得るので保証金は必要との説明でした。
- 削除に時間がかかるとその間に記事が拡散するため、審理期間を短縮する等の工夫が必要ではないかとの意見が出ました。
- 外国のプロバイダに関して、削除に応じる場合もあり、2回の呼出しで反応がない場合は、仮の削除を命じることもあるとの説明でした。
- 市民委員から、インターネットに詳しい弁護士を弁護士会が直ぐに紹介できるようにしてほしいとの意見も出されました。

### ◆ その他（中目黒分室について）

地裁所長より、目黒区中目黒2丁目の東京高裁・地裁の合同庁舎の新設計画に関し、新庁舎には知財高裁の全部、東京地裁のビジネス関連部（知財、商事、破産）の移転を予定し、平成27年度取得を前提に土壤汚染の調査費を予算要求していること、平成33年頃の開庁を目指していることの説明がありました。新庁舎の建設に際しては、市民が利用しやすいように意見を聞くようにしてほしいとの意見が出されました。

### ◆ 今後の地裁委員会

平成27年6月12日（金）午後3時

テーマ：裁判員制度に関する広報の最近の取り組み

地裁・家裁の各委員会で取り上げてもらいたい話題やご意見等があれば、下記当会バックアップ協議会担当者（東京弁護士会司法調査課）までご連絡願います。

\*問い合わせ先：司法調査課 TEL.03-3581-2207